

ページをご覧いただきたいのですが、この内容につきましては、上段の文に農業経営基盤強化法の施行令があって、その下段は、施行規則となっています。次ページをめくっていただきて、上段の中間に第6条とありますが、この内容に基づいて基本構想を作成するということになっております。このページの一番下段に、基本構想の作成について意見を聴くべき者ということで、この内容について今回議題として提出をさせていただいているところでございます。

この基本構想の内容につきまして若干ご説明をしたいと思いますので、別冊の赤い付箋がついてるところに新旧対照表がついていますので、そちらをご覧になっていただけたらなと思います。1枚めくっていただきて、右側が改正案で左側が今までの現行案となっております。第1の農業経営基盤の強化の促進に関する目標につきましては、長々と書いてあり、下線が引いてある部分もありますが、こちらにつきましては、今回の基本構想を変える前に上位であります北海道も基本方針が変わってございますので北海道の例に倣いながら、内容が行ったり来たりしている部分がありましたので、そういう部分の文言整理ということになっております。

続いて第2。ページ数で言いますと7ページになります。第2については、営農類型等の内容が記載されております。こちらの内容につきましては、基本構想や、今年制定しました猿払村酪農近代化計画というものがあるのですが、そういうものを踏まえて営農類型の部分については、その見直しに合わせた中で整理をしてきているところでございます。

続きまして、14ページ第3から、最後の30ページ第8という項目まで。ここの部分につきましても、農業生産法人という言葉が今まで使われていたのですが、今回の改正から農地所有適格法人という言葉に変わったというところがございますので、そういう文言整理だとか、北海道の例に沿って文章の整理をしてきております。大きく変わったところについてはそんなにはないのですが、女性の推進だとか、青年の推進だとかという部分については、今まで文章の中で記載されていましたが、今回は、そういう部分を項目に変えて記載するよう修正しております。

これらを合わせまして、最後になります、基本構想に係る意見書ということで、農業委員会から意見書を提出していきたいなと思いますので、一度お読みしたいと思います。わが国の農業を取り巻く環境は、農業就農人口の減少や高齢化による労働力不足により離農が継続的に発生し、農業関係者や地域の持続的発展に支障をきたすなど、極めて厳しい状況が続いている。このような情勢において、酪農を基幹産業とする猿払村の農業が健全な経営と安定を図るために、土地条件を

生かした自給飼料の向上と確保を図り、良質且つ安全な食料の供給に努めることが必要である。そのためにも、国や北海道が取り組む食料・農業・農村基本法に基づく制度施策や道が示す基本方針に基づき、本村においても、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保するとともに、豊かで潤いのある経営体を実現させることが必要である。本基本構想には、農業経営を営もうとする青年等が安定的な農業経営を目指すための取り組み、多様な農業形態や女性参画への支援、農用地の利用集積に係る方針が明示されており、農業委員会としても各分野との連携を図りながら、地域に根ざした夢のある農業経営が実現できるような施策を積極的に構築することとし、本構想を原案どおり承認する。という内容となっております。このように農業委員会の意見として提出をしていきたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

小尾会長

説明が終わりました。この件についての質疑をいただきます。

前回の基本構想から今度新しく基本構想を出すということで、現状に合わせた、あるいは文言の整理をしたと。おおよそそんなようなことであります。じっくり中身を見ていただいて、それぞれ意見を伺うというのが本来なんだろうと思いますけれども、この後についても委員会やらそれぞの機会で、この基本構想に係る意見というのはそれぞれいただくといことにもなっていますので、じっくり見ていただいて、今後そういうような機会に、もし何かあればまた発言をお願いしたいというふうに思っています。

特に質疑がなければ本案を可決することについてご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

小尾会長

異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第3号猿払村農業経営基盤強化促進基本構想に係る意見については原案どおり可決決定をいたします。

続いて日程第8、その他。

小林局長

その他の案件で、先ほど会長のお話にもあったのですが、今回法律が変わりまして、来年度農業委員さんの改選期に当たるのですが、その改選に当たり、今まで選挙で委員さんを選ぶ公選制でしたが、今度からは公募をして、首長が議会承認を得て任命をするという任命制に変わります。その中身のこれから経過ということで、どういった流れで事が動いていくのかというお話をこの場を借りてご説明したい

と思います。先ほどお配りしたペーパーの、これから流れの部分についてご説明をいたします。順番は①が下になっていて、⑫が上になっていますが、事が下から順々に上がっていく形になっております。定数条例につきましては、今回の議会に提出をしていきたいなと思っております。人数につきましては、今と同様に10名でいきたいと考えております。それが決まれば、次に募集期間ということで、1月中旬に募集の方法や提出書類等をインターネットで公表していきます。募集の期間につきましては、1月下旬から2月いっぱいくらいまで、約1か月ということで設定をしております。その中で、インターネットで半月ごとに募集状況を公表すると施行規則の中でうたっておりますので、2月中旬には募集状況を公表して、2月末には④のように募集期間終了時の最終的な公表もしていかなければならないと思っております。そして、⑤に応募者・推薦者が定数に満たなかった場合や、女性の枠、青年の枠という部分も色々ありますので、そういった場合を考えながら、延長期間を設けて、募集活動をしていかなければならないということになっております。それについても3月いっぱいぐらいを最長の延長期間と設定をしているところでございます。⑥にはインターネットで最終状況を3月31日までに公表をして、農業委員さんの確定をしていきたいと思っております。⑧の農業委員の選考ということでは、来年度の4月中旬くらいになるかと思いますが、選考をして候補者を決定をしていくと。そして決定をしたものを⑩議会への議案協議ということで、6月の議会に向けて条例案等を5月の連休明けぐらいまでには書類として提出していかなければならない部分がありますので、5月上旬くらいにはある程度の候補者の決定をしたものを見込んで提出をしていくということになっております。6月の議会で承認が得られれば、市町村長による任命ということで、晴れて農業委員さんになるという運びとなっております。まず、来月の議会が13、14、15日と開催されますので、そのときには定数条例を提案をしていくと。また、最終的に⑧、⑨の委員の選考や、候補者の決定という部分につきましては、それを評価・審査するという組織を設けるということを考えております。首長の一存で決めるというのもなかなか上手くいかないのではないかと思いますので。候補者が定数内であればそういうことの手続きはそんなに多くはないと思うのですが、そういう評価委員会の運営についても今後整理をしていくということになっております。流れにつきましては、こういったように進めていきたいなというふうに考えておりますので、情報提供ということで報告とさせていただきます。

あともう2つ。お手元に平成28年度市町村農業者年金代議員等研修会が、宗谷では12月15日に稚内市で開催される運びとなってお

ります。こちらに参加していただきたいと思いますので、ご案内として書類を出させていただいている。出欠の案内は、後ほど事務局から委員さんに周知したいと考えておりますので、今はこういった日程で研修会があるという情報提供ということにしておきます。

あともう1つは、来年1月に今まで開催しているのですが、全道農業者年金協議会の研修会が札幌市にて開催されます。まだ詳しい日程はありませんが、案内が来次第、情報提供ということで委員さんに周知いたしますので、ご参加を考えていただけたらなというふうに思っております。以上です。

小尾会長

それぞれスケジュールの説明がありました。中身については、まだまだこれからということでもあります。ただ、今度から委員さんが任命になるということで、それぞれ議会で条例を作つて、その条例ができるないと色々と事が進まないということがありますので、もうすぐ12月から始まるということあります。一方、年金について、色々な研修会がありますので、参考にしてご出席をいただきたいというふうに思います。

せっかくの機会ですので、委員のみなさんから何かありましたら。

森委員

来年度の農業委員のことなんですが、12月で定数条例を議会の方でやると。この中で、例えば女性枠だとか青年枠だとかっていうのが言われているんですけども、猿払村としてそういう枠の人数だとかっていうことも規定していくことになるんですか。

小林局長

うちでは条例では人数までしか規定しないんですよね。

森委員

どこまでその条例の中に盛り込まれるのかなと。

小林局長

やっぱり条例を変えるとなると、議会の承認を得ていかないと変えられない部分があるので。

森委員

あくまでも定数だけということだね。

小林局長

そうです。今回の条例については、10名という人数と、先ほど申し選考委員のような評価委員会の設置をしたいと考えているので、設置した場合、農業者もしくは農業に関する執権を有する者以外の者ということで、外部の人を1人入れなければならないので、費用弁償等が発生してくる部分がありますので、費用弁償だとそういったも

のが発生する場合については、条例に盛り込んでいかないとだめだというルールがあるようですので、そのルールに基づいて、今回は定数条例の下に、追加でそういった評価委員会を設けますということもありますので、今までの文章より長くなりますが、載せていいこうと思います。

森 委 員 おそらくこの間の研修会でも言われたみたいに、ある程度の前倒しで準備しないと間に合わないよっていう話をされて。

小 林 局 長 このスケジュールが、今のところギリギリというか、議会で次のステップというとやっぱり余裕をもってやっていかなければ、先ほど言いました募集期間や、おおむね何日間空けなければならないというのが、空けられなくなってしまったとかっていうと、ルール的に好ましくないので。

森 委 員 地元で振興会だと、こういったことをやっているというある程度の説明をしていかないと、例えば、急に役場から広報か何かで回覧が入っていたでしょっていう話では、なかなか農家の人たちの了解が得られないところがあるので、地元の人たちにどこまで説明をしていいものだろうかという具合なんですよね。行政の手続きをしたって、おそらくあれよあれよという感じで1カ月とか2カ月っていうのは、年明けてあっという間に過ぎてしまうと思うんですよ。

小 林 局 長 今回の制度でがらりと変わってしまう部分がありますので、12月の議会で農業委員さんの定数を決めた後には、農協の支所長とかとも相談しながら、こういった流れで事が進むという情報提供をしていった方がいいだろうなとは思っていたんですよね。

森 委 員 それであれば、うちとしては12月の議会で定数の条例が決まって、こういう感じでいく予定でいるようだっていうくらいの説明で押さえとけばいいですよね。

小 林 局 長 そうですね。

森 委 員 はい、わかりました。

小 尾 会 長 いずれにしてもですね、今日出したこのスケジュールで、このように事が運ぶようだということを説明していただいた方がいいと思います。

- 小林局長 管内の農業委員会は、みんな大体今回の12月の議会に上程していくことで、事務局レベルではそういった動きになっております。
- 森委員 それでいかなきや危ないもんね。
- 小林局長 危ないですね。これが3月となっちゃったらもう間に合わないです。
- 森委員 募集期間とかだって短期間しか取れないという話になっちゃう。はい、わかりました。
- 小尾会長 その他ございませんか。
- 円丁委員 10月に行われている地区別農業委員会の研修会がありますよね。これは自分の個人的な考えかもしれないけれども、あれが16時に終わってしまうと、遠方の人は1時間かけて戻ると17時になってしまって、牛舎に間に合わない人が出てくるので、15時に終わるよう時間設定していただけたらありがたいということを、もしみんなそういうのであれば、次の宗谷の会があるときに伝えていただきたいと思います。
- 小林局長 この間猿払で開催した研修会ですよね。
- 円丁委員 うん。猿払でやれば16時でもいいんだけど、もし枝幸で16時に終わったら、こっちに帰ってくるのが17時半になってしまって、途中退席するのも変だし、15時に終わるような日程で組めないのかね。
- 小林局長 こういう意見があったということで伝えておきますね。
- 小尾会長 ただ、今までにもそういう意見があったんです。なるべく終わる時間を早くということになると、やっぱり朝を早くするかということになるんですよ。一定の時間が掛かるものなので。そうするとまた、朝もそんなに早く行けないという、なかなか悩ましい問題なんです。ただ、そういう意見があるということをお伝えいたします。
- ほかございませんか。
- 委員一同 ありません。

小尾会長 なければこれで第4回農業委員会総会を終了いたします。本日は、
ご苦労様でした。

議長 小尾淳一

議事録署名委員 港英一 港

議事録署名委員 仲野信之 仲野